

### ③ 施設管理方針

#### 1. 概要

劣化状況評価の結果を踏まえ、運転開始後 40 年以降 20 年間に実施すべき長期的な施設管理に関する方針（施設管理方針）を定めました。

#### 2. 施設管理方針の策定結果

現在実施している保全活動を引き続き実施するとともに、施設管理方針に一部の機器の追加保全に関する内容を定めました。

##### 【現在の主な保全活動状況の内容】

現在、原子力発電所の健全性の維持・確認を目的とした主な保全活動として、以下の取り組みを実施しており、今後も継続して実施していきます。

- ・ 日常的に行う運転監視・巡視点検の実施
- ・ 機器の運転、動作確認等の定期試験の実施
- ・ 点検計画に基づく、計画的な機器の点検・取替えの実施
- ・ 原子力発電所を停止して行う定期検査の実施
- ・ 運転経験や最新知見の収集・反映
- ・ 高経年化に関する評価を 30 年経過以降 10 年ごとに実施

##### 【追加する保全の内容】

今回の評価で以下の追加保全を計画しています。

対象機器	考慮した 経年劣化事象	施設管理方針 (追加保全の内容)	実施時期※
原子炉容器	中性子 照射脆化	今後の原子炉の運転時間・照射量を勘案して監視試験片を用いた試験を実施し、運転開始後 60 年時点での健全性を確認する。	中長期
原子炉容器 等	疲労割れ	過渡回数の実績を継続的に確認し、運転開始後 60 年時点で推定される過渡回数を上回らないことを確認する。	長 期

※中長期とは運転開始後 40 年以降 10 年間、長期とは運転開始後 40 年以降 20 年間